

8-1-2

才16回原子力利用準備調査会総合部会議事概要

1. 日時 昭和30年10月29日(土)午前10時~12時半
2. 場所 才了公邸
3. 出席者 (敬称略)

部会長 石原経済企画庁次長

委員 石川、茅、藤岡

専門委員 青山、井上(代)、内田、久留島、朝永、
中泉

専門委員 河崎外務省国際協力局長(代)
並幹事

稲田文部省大学・術局長(代)

岩武通産省官房長

駒形工業技術院長

岡部行政管理庁管理部長

佐々木経済企画庁計画部長

安芸資源調査会副会長

列席者 田中経済企画庁政務次官

鈴江科学技術行政協議会事務局長(代)

4. 議事内容

c111-005-019

部会長の挨拶の後先づ報告事項の説明に入った。

- (1) 財団法人の設立の経過について原子力室長より、
昨28日発起人会を了し、具体的に発足の運びとなり、
寄附予定額は2720万円により、又寄附行為については役員等に若干の変更がなされた旨報告があり、
又役員候補者名の披露が行われた。尚正式設立許可は11月末の予定の旨併せ報告が行われた。

次いで質疑に入り茅委員より基本計画小委員会を
検討を行った開発計画が、研究所に如何なる形で伝
わるかについて意向があり、之に対し佐々木専門委
員より、公式には総合部会、調査会、閣議という線
で決めること、なるうが、小委員会の決定したものは
遂次研究所に流して行いたい。小委員会においては
基本的な面の検討を行い研究所は実施面での検討
を行い研究所は実施面での検討を行うものと思われ
るので、調査会の方針の枠の中で研究所は細部を決定
実施する。従って両者の間に矛盾はない旨答弁が
あった。次いで朝永専門委員より訓体計画につき両
者の関連について意向があり、佐々木専門委員より

(2)

内

小委員会の計画は国全体の計画であり、研究所はその
中の一つの実施項目と考える旨答弁があった。

本件に関連し河崎専門委員(代)より、コロンボ会
議におけるホリスター米国際協力局長官の声明をも
考慮し、日本においてもアジア諸国よりの留学生の
受入れということも考慮したらとの意見が表明され
た。

- (2) 次いで原子力関係立法について、その後の経過に
つき佐々木専門委員より説明が行われた。本件につ
いては国会議員の向を原子力合同委員会(正式の機
関ではない)を作り基本法を検討中であり、これに
基き統括及び実施機関、アイソトープ問題等につき
関連法規を検討中であり、要綱程度のものを作成し
ている。これについて総合部会としてどうするかは
ついては、企画庁においては、研究所は米国
会に、法的基礎をもった機関として特殊法人という
形で準備を進めている。統括機構については従来論
議されたが、現在行政管理庁において行政審議会に
科学技術全般の問題を一括して附議しており近く成

(3)

案を得る見込である。アイソトープについては科学
技術行政協議会を進めることとなっているが、未だ
結論は出していない。

基本法については、目的、核実、許認可事項、国
際協力、訓練等を網羅して考えたいと思っていたが、
合同委員会とも連絡を取り、或程度進展したら総合
部会で審議し、遺憾のないようにしたい旨説明があ
った。

次いで質疑に入り、岩武専門委員より基本法は議
員立法を行くかとの意向があり、佐々木専門委員よ
り国会議員は議員提案の意向のようだ。しかしこれ
を議員提案とし、どれを政府提案とするかについて
は話合いがついていないが核構向題は政府、その他
は議員提案で行く旨国会合同委では考えているとの
答弁がなされた。次いで藤岡委員より、学術会議を
は学術会議に対し諮問するよう要求しているが、こ
れはある程度、くぎりのついた時に行えばよいとの
見解である旨発言があった。

(3) 次いで昭和30年度原子力予算について駒形工業技
(4)

術院長より説明がなされた。

即ち18900万円の配分について大蔵省と交渉中と
あるが、これは2項目となっており、計測器、材料、
重水、黒鉛、排ガス排液処理、フルトニウム分離、
重水濃度の測定等であり、11月2日に重水関係者
と共に重水の検討を行う予定であるが、近日中に大
部分については決定する見込である旨説明があった。

(4) 次いでアルゴン製造学生に関する議題に入り、
駒形専門委員よりオ3回分については補欠2名が追
加採用された旨及びオ3回分については、2名とし1
名は原子力予算より、他の1名は会社等の若くは帰国
後研究所で働くことを希望する者という条件で決め
ることとしこの旨官報掲載を行った。専門分野は化
学工学、金属工学とし、会社よりの製造分については
費用は会社持とし、10月30日締切、11月中
旬送達をしたい旨説明があった。

本件について藤岡委員より、オ3回分については
公務員か会社の研究員とないと応募できないことと
なるが、次回よりは内産を一般に開放してほしい旨
(5)

要望があり、駒形専門委員より、現在は大体研究所の要員となることになっているが、将来は人教を始からふり分けるよう方針を決定したかどうかとの発言があった。

(5) 次に基本計画小委員会の報告について審議に入り、茅委員(小委員長)より説明が行われた。

次いで本計画については、海外調査団、ジュネーブ会議列席者等の専門家の意見を徴し、大体異論はなかったが文部省の研究との限界をどう決めるかについて之を確立する必要があり、文部省で話し合いを行い関東関西に研究科的なものを設けるという考えになった。又研究範囲等についても明確にできないが、研究所の中心は発電の前までであることと意見が一致した。又訓練計画は粗案であるが今の段階では争論がはっきりせず、これ以上考えられないので、情勢が変るまで特に審議する必要はない。従って之は参考資料としたい。尚計画案の3の(5)の「諸外国のテン木は着しく早いので……随時修正する」旨の考えは、特に強調したい旨の説明があった。

(6)

二
内

之について朝永専門委員より、計画は最終的なものは決まれないから之を実施する者も之にしばられては実施できないであろうから、実績により修正することが望ましい。又CP-5 1000K はもっと大きい方がよい。従って計画中の数字も修正するというように考える方がよい。又国産炉についても5年以内完成という事は担当者にとり問題である。目的は作る事よりそれにより勉強すること、その過程が重要である。従って之も実際にやる人に余裕をもたせるようにしたらよい、との意見があり、又安芸専門委員より、3の(5)は重視すべきだ、随時修正という中には計画の目標の修正の修正も含まれるべきだとの意見があった。又、河崎専門委員より基本方針については、国際協力の面も示すべきだとの意見、井上専門委員より資金面をどう扱うかとの意向があったが、佐々木専門委員より、これらの面は基本方針に入れるのは適当でないのではないかとの意見が出された。次いで本件について部会長より、本日大蔵省側が欠席のためその了解が得られれば調査会に

(7)

附議したい旨発言があり、又藤岡委員等より用語字
句等について修正意見があったので、これについては
上記の討議の結果と共に修正を事務局に一任され、
両者とも異議なく了承された。

(4) 次いで鉱物資源小委員会の報告について審議に入り、
青山専門委員(小委員長)より小委員会の設置
及び審議の経過について説明があり小委員会の決定
の「ウラン鉱の取扱について」を朗読、ついで小委
員長より説明が行われた。

即ち、ウラン鉱及びトリウム鉱を法定鉱物とする
こと。探査のための特別法を作り、土地立入、使用等
を規定する。但しこれは限時法とする、等々内容と
するが、探鉱の主体は基礎調査で、之は地質調査所
で行うのが適当であり、之を中心として調査能力を
増強する。又民間の探査は之を歓迎する。これが進
めば企業調査が必要となるが、これは精査の段階で
別金措置を講ずる。又調査時期も基本計画に合わせて
行きたい。助成金については大蔵省でも意見があっ
たが、出来るだけ育成するとの主旨で大蔵省の理解と
(2)

得ない。報奨制度も考える必要があるが、一応助
成金で進める。之が為には審査機関ができると思
うが、このような意味合から合致をもちたせてほしい
等の意見及び報告があった。

次いで質疑に入り、藤岡委員よりウランの国際価
格について質問、岩武専門委員よりトリウム取扱
について質問があり小委員長よりアメリカ等は買上
価格がある。又トリウムも対象に入れたい旨答弁が
あった。

又岩武専門委員より採鉱まる措置する必要あり又
又採鉱は特殊機関で買取る方がよいのではないかと
の意見があり、原子力局長より別金措置とは特殊機関
大を考えているのではない旨、又駒形専門委員より
買取の量は国産炉に充てる量大では余り制限されて
いるので研究開発計画に充てるというようにしたら
よいとの意見があった。又内田専門委員より適正価
格とは何か国産では非常に高くなるのではないかと
の質問があり小委員長より相当高いものでも買取り
ざるを得ないのではないかと、この案では余り高いも
(3)

のは買取れないことになるがこの兵輸入銀との兼ね
合いが肉種となる。石油のように所要量の数パーセ
ントでも日本でもやるというようになる様希望する
旨意見が述べられ、結局「も 銀石の買取」中「国際
価格に奨励金を加算した価格」を「したとえば国際
価格に奨励金を加算した価格」と改めることとした。
次いで部会より本案についてはこれで審議を終え
たい旨発言があり異議なく了承され、閉会した。